

とことん  
頼れる

家庭の銀行



証券コード：8350

# 第44期 定時株主総会招集ご通知

**日時** 平成28年6月23日(木曜日)午前10時

**場所** 青森市勝田一丁目3番1号  
当行本店8階大会議室

株式会社 **みちのく銀行**

## ごあいさつ



取締役頭取 高田 邦洋

株主の皆さまには平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第44期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。当行は、「お客さまと地域社会から最も信頼される銀行」の実現、「お客さまとのパートナーシップ強化」に向け、全役職員が一丸となって取り組んでおります。

今年の10月に、みちのく銀行が誕生して40年目を迎えます。企業理念のもと、引き続き地方創生、地域活性化のために一番に必要とされる銀行となるよう、誠心誠意努力を重ね、地域経済の発展に努めてまいりますので、何卒一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

〈企業理念〉  
みちのく銀行は地域の一員として  
存在感のある金融サービス業を目指し  
お客さまと地域社会の  
幸福と発展のためにつくします。

企業理念は、「大衆と俱に永久に栄えん」という創業の精神を礎に「家庭の銀行」を標榜する中で培ってきた当行の企業姿勢を継承しつつ、現在求められていること、未来へ向かって取り組むべきことを明文化することで、全役職員が今後の更なる発展へ向け、共通認識を持ち、歩んでいくための『道標』として策定したものです。

## 当行の概要 (平成28年3月31日現在)

名称 株式会社 **みちのく銀行**  
設立 大正10年(1921年) 10月27日  
本店所在地 青森市勝田一丁目3番1号  
資本金 341億68百万円  
従業員数 1,291名  
店舗数 国内：本支店97、出張所2  
海外：駐在員事務所1〈上海〉



## 目次

第44期定時株主総会招集ご通知 .....	1
(添付書類)	
第44期事業報告	
1. 当行の現況に関する事項 .....	3
2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項 .....	9
3. 社外役員に関する事項 .....	12
4. 当行の株式に関する事項 .....	15
5. 当行の新株予約権等に関する事項 .....	16
6. 会計監査人に関する事項 .....	19
7. 当行の体制及び方針 .....	20
8. その他 .....	24
計算書類 .....	25
連結計算書類 .....	30
監査報告書 .....	34
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	37
第2号議案 定款一部変更の件 .....	37
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 .....	44
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 .....	48
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額決定の件 .....	51
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件 .....	51
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件 .....	52
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

青森市勝田一丁目3番1号  
株式会社 **みちのく銀行**  
取締役頭取 高 田 邦 洋

## 第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 青森市勝田一丁目3番1号 当行本店8階大会議室
3. 会議の目的事項

### 報告事項

1. 第44期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第44期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件  
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件  
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

### ◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ◎お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第20条の規定に基づき、当行ホームページ(<http://www.michinokubank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

株主総会参考書類及び添付書類の内容について、修正する必要がある場合には、当行ホームページ(<http://www.michinokubank.co.jp/>)に掲載させていただきます。

以 上

## 添付書類

# 第44期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### (主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務のほか、代理業務、債務の保証（支払承諾）、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売などの附帯業務を行っております。

#### (金融経済環境)

世界の金融・経済は、ユーロ圏は景気回復基調を維持し、米国では次の利上げに向けた動きもあるものの、中国や新興国・資源国の成長に減速感がみられるなど、全体として景気は力強さを欠いております。

わが国の経済は、堅調な雇用環境に支えられ、個人消費も底堅く推移しておりますが、海外経済への懸念を材料に年初より株安・円高が続いており、景気は足踏み状態にあります。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済においても、非製造業を中心に改善の兆しがみられるものの、個人消費は一部弱めの動きがみられ、景気はおおむね横ばいとなっております。

#### (事業の経過及び成果)

当行は、平成27年度より第四次中期経営計画（平成27年4月～平成30年3月）『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ～全員営業実践による「総仕上げ」～』をスタートしております。

「地方創生」「お客さまの満足度向上」を目指し、地域活性化に資する積極的な支援活動による「地域との協調・リレーション強化」、並びに第三次中期経営計画で作り上げた「仕組み」の徹底的な活用（＝全員営業の実践）による「お客さまとのパートナーシップ強化」を主要戦略に掲げ、実効性のある施策を創造し、展開してまいりました。

また、これらを展開していくために、職員がいきいきと働く環境づくりによる「人財力の向上」及び「持続的な経営基盤の確立」を主要戦略に掲げ、各種施策に取り組んでまいりました。

このような中、当事業年度の業績については、次のとおりとなりました。

## 〔預金〕

預金は、前年同期比67億円増加して1兆9,009億円となりました。

## 〔貸出金〕

貸出金は、事業性貸出や、住宅ローンを中心に個人ローンが増加したことにより、前年同期比739億円増加して1兆4,035億円となりました。

## 〔有価証券〕

有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前年同期比1,695億円減少して4,244億円となりました。

## 〔損益〕

経常収益は、役務取引等収益の増加や有価証券売却益の増加により、前年同期比21億10百万円増加して417億24百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少の一方、有価証券関係損失の計上等により、前年同期比23億56百万円増加して350億75百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比2億45百万円減少して66億49百万円、当期純利益は前年同期比8億4百万円増加して45億10百万円となりました。

なお、連結経常利益は71億4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は49億32百万円を計上しておりません。

## 〔自己資本比率〕

経営健全性の指標である自己資本比率（国内基準）は、バーゼルⅢ（国内基準）に基づき算出しており、単体で8.07%（速報値）となりました。

## （当行の対処すべき課題）

平成28年度は、第四次中期経営計画（平成27年4月～平成30年3月）『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ～全員営業実践による「総仕上げ」～』の2期目であり、みちのく銀行が誕生して40年目を迎えます。引き続き、人口減少や少子高齢化など地域が抱える課題の解決に向けて、主体的な役割を果たしていくとともに、マイナス金利など厳しい収益環境に立ち向かうべく、現行の第四次中期経営計画に掲げる一つ一つの施策を着実に実行し、収益の確保に努めてまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	18,317	18,615	18,942	19,009
定期性預金	9,525	9,425	9,359	9,043
その他	8,792	9,189	9,583	9,965
社 債	150	150	150	—
貸 出 金	12,812	12,963	13,296	14,035
個人向け	3,743	3,890	4,014	4,222
中小企業向け	4,748	4,710	4,735	5,076
その他	4,321	4,361	4,546	4,735
商 品 有 価 証 券	0	0	0	—
有 価 証 券	3,700	3,189	5,939	4,244
国 債	2,701	1,927	3,312	2,561
地 方 債	13	8	4	1
その他	985	1,253	2,623	1,682
総 資 産	19,764	20,359	21,187	20,517
内 国 為 替 取 扱 高	81,779	83,908	89,426	85,854
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 99	百万ドル 80	百万ドル 99	百万ドル 84
経 常 利 益	百万円 3,052	百万円 5,051	百万円 6,894	百万円 6,649
当 期 純 利 益	百万円 3,161	百万円 3,291	百万円 3,706	百万円 4,510
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 20 18	円 銭 21 23	円 銭 24 18	円 銭 29 81

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	435	416	401	506
経 常 利 益	38	59	68	71
親会社株主に帰属する当期純利益	35	37	34	49
純 資 産 額	749	786	840	843
総 資 産	19,794	20,425	21,243	20,611

### (3) 使用人の状況

	当 事 業 年 度 末	前 事 業 年 度 末
使 用 人 数	1,291人	1,268人
平 均 年 齢	40年8月	40年10月
平 均 勤 続 年 数	16年8月	17年1月
平 均 給 与 月 額	367千円	372千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く平成28年3月中（前事業年度は平成27年3月中）の平均月額給与であります。

### (4) 営業所等の状況

#### ① 営業所数の推移

	当 事 業 年 度 末	前 事 業 年 度 末
青 森 県	82店（うち出張所 2）	81店（うち出張所 2）
北 海 道	8（ — ）	8（ — ）
岩 手 県	4（ — ）	4（ — ）
秋 田 県	3（ — ）	3（ — ）
宮 城 県	1（ — ）	1（ — ）
東 京 都	1（ — ）	1（ — ）
合 計	99（うち出張所 2）	98（うち出張所 2）

- (注) 1. 上記のほか、海外駐在員事務所を1カ所（前年度末1カ所）、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を192カ所（前年度末193カ所）設置しております。  
 2. 大湊支店は、当事業年度中に移転してむつ支店の支店内支店となり、営業所数に計上しております。

#### ② 当事業年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
田名部支店	青森県むつ市柳町一丁目1の8

- (注) 当事業年度において、他金融機関との提携を除いた自行の店舗外現金自動設備を2カ所新設し、3カ所廃止いたしました。

## (5) 設備投資の状況

### ① 設備投資の総額

設備投資の総額	2,874百万円
---------	----------

### ② 重要な設備の新設等

内 容	金 額
営業所の取得、建替	1,805百万円
ソフトウェア	569百万円

## (6) 重要な子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
みちのくリース株式会社	青森市橋本一丁目 4番10号	リース業務	昭和53年 5月29日	百万円 90	% 80.00	—
みちのく信用保証株式会社	青森市奥野一丁目 3番12号	住宅ローン等に 係る信用保証業務	昭和61年 4月1日	百万円 100	% 100.00	—
みちのくカード株式会社	青森市奥野一丁目 3番12号	クレジット カード業務	平成2年 8月1日	百万円 30	% 99.48	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の連結経常収益は50,639百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,932百万円となりました。

### ◎ 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。

5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
杉 本 康 雄	取 締 役 会 長 (代表取締役)		
高 田 邦 洋	取 締 役 頭 取 兼 執 行 役 員 (代表取締役) 秘書室 監査部担当		
熊 地 貴 志	取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 市場国際部 事務統括部 システム統括部 事務集中部担当		
加 藤 政 弘	取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員 審査部 与信企画部 融資部担当		
稲 庭 勉	取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 人 事 部 長 人事部 経営管理部 総務部担当		
岩 岡 高 徳	取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員 経営企画部 営業本部担当		
熊 谷 清 一	取 締 役 (社外取締役)	弁護士法人あおば綜合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸(株) 社外監査役 (株)デーリー東北新聞社 社外監査役	
鎌 田 由 美 子	取 締 役 (社外取締役)	カルビー(株) 上級執行役員 (株)ルミネ 非常勤取締役 (社外取締役) (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐藤郁夫	常勤監査役 (社外監査役)		(注)3
小田中和彦	常勤監査役		(注)3
榑佳弘	監査役 (社外監査役)	マルヨ水産(株) 代表取締役社長	(注)3
東康夫	監査役 (社外監査役)	東北化学薬品(株) 取締役会長 進和ケミカル(株) 代表取締役	(注)3
鳥谷部眞実	監査役 (社外監査役)	(株)ヤマウ鳥谷部商店 代表取締役社長 (株)ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 代表取締役社長	(注)3
馬谷成人	監査役 (社外監査役)	(株)フレハ 社外取締役	(注)3

- (注) 1. 取締役 熊谷清一、鎌田由美子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
また、取締役 熊谷清一、鎌田由美子の両氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
2. 監査役 佐藤郁夫、榑佳弘、東康夫、鳥谷部眞実、馬谷成人の5氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 佐藤郁夫、小田中和彦、榑佳弘、東康夫、鳥谷部眞実、馬谷成人の6氏は、会社経営や金融実務を通じて豊富な経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当行は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。  
なお、地位及び担当は平成28年3月31日時点のものであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
福井 荘一	専務執行役員	市場金融部担当
小笠原 金一	常務執行役員	本店営業部長
藤澤 貴之	執行役員	営業本部長兼営業戦略部長
早野 博之	執行役員	システム統括部長
浅利 健一	執行役員	弘前営業部長
石橋 雅人	執行役員	八戸営業部長
工藤 隆紀	執行役員	函館営業部長
福士 勝彦	執行役員	青森支店長
古川 博章	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長

5. 平成28年4月1日付で役員の地位及び担当を変更しております。地位及び担当に変更があった役員は下記のとおりであります。

(平成28年4月1日現在)

氏 名	地 位	担 当
熊 地 貴 志	取締役 兼専務執行役員	国際業務部 (注)、事務統括部、システム統括部、事務集中部担当
加 藤 政 弘	取締役 兼専務執行役員	審査部、与信企画部、融資部、ローン業務部担当 (注)
稲 庭 勉	取締役 兼常務執行役員	人事部、経営管理部、総務部担当 (人事部長を解く)

(注) 平成28年4月1日より「市場国際部」を海外ビジネス支援、外為・国際業務に特化した「国際業務部」へ、与信企画部の部内室である「ローンセンター」をローンの集中部門に特化した「ローン業務部」へ組織変更しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10名	192百万円 (47百万円)
監 査 役	7名	56百万円 ( 1百万円)
計	17名	248百万円 (47百万円)

- (注) 1. 報酬以外の金額は株式報酬費用であり、その金額を「報酬等」の欄に ( ) 内書きしております。  
 2. 取締役の使用人としての報酬はございません。  
 3. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会で決議されており、その金額は取締役は165百万円、監査役は60百万円であります。  
 4. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成22年6月24日開催の第38期定時株主総会で決議されており、年額60百万円 (総数300個) を上限に支給するものであります。  
 5. 上記支給人数には、平成27年6月23日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

### (3) 責任限定契約

当行は、定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

氏 名	責任限定契約の内容の概要
熊谷 清一(取締役)	会社法第423条第1項の責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として損害賠償責任を負担
鎌田由美子(取締役)	同上
佐藤 郁夫(監査役)	同上
榊 佳弘(監査役)	同上
東 康夫(監査役)	同上
鳥谷部眞実(監査役)	同上
馬谷 成人(監査役)	同上

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	
熊 谷 清 一	弁護士法人あおば総合法律事務所 代表社員 トヨタカローラ八戸(株) 社外監査役 (株)デーリー東北新聞社 社外監査役	弁護士法人あおば総合法律事務所と当行との間には、預金等の取引があります。また、トヨタカローラ八戸(株)及び(株)デーリー東北新聞社と当行との間には、融資等の取引があります。
鎌 田 由美子	カルビー(株) 上級執行役員 (株)ルミネ 非常勤取締役 (社外取締役) (株)ポーラ・オルビスホールディングス 社外取締役	
佐 藤 郁 夫		
榊 佳 弘	マルヨ水産(株) 代表取締役社長	同社と当行との間には、融資等の取引があります。
東 康 夫	東北化学薬品(株) 取締役会長 進和ケミカル(株) 代表取締役	東北化学薬品(株)と当行との間には、融資等の取引があります。
鳥谷部 眞 実	(株)ヤマウ鳥谷部商店 代表取締役社長 (株)ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 代表取締役社長	両社と当行との間には、融資等の取引があります。
馬 谷 成 人	(株)フレハ 社外取締役	

(注) 社外役員と当行との関係については、「兼職その他の状況」欄に記載しております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
熊 谷 清 一	4年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席	弁護士としての豊富な法律知識と経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、業務執行の適正性確保の観点から、適法性や組織運営等を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
鎌 田 由美子	9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会11回中、11回出席	会社経営者として、また顧客サービス分野に携わることで培われた知識・経験と、ダイバーシティー分野における情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
佐 藤 郁 夫	9年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	日本銀行などにおける豊富な金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
榊 佳 弘	16年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
東 康 夫	8年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
鳥谷部 眞実	7年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、12回出席 監査役会14回中、11回出席	会社経営経験と地元経済界における豊富な情報収集力をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、組織運営を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
馬 谷 成 人	2年9ヵ月	当事業年度、 在任期間中に開催された 取締役会14回中、14回出席 監査役会14回中、14回出席	都市銀行における金融実務経験をもとに、当事業年度開催の取締役会等において、取締役の業務執行の適正性確保の観点から、金融実務を中心に、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	49百万円	一百万円

(注) 1.報酬以外の株式報酬等はありません。

2.上記支給人数には、平成27年6月23日開催の第43期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	600,000千株
A種優先株式	300,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	150,899千株
A種優先株式	40,000千株

##### (2) 当事業年度末株主数

普通株式	20,870名
A種優先株式	1名

##### (3) 大株主

###### ① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	12,060 <sup>千株</sup>	8.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,974	5.57
みちのく銀行行員持株会	4,241	2.96
株式会社みずほ銀行	3,086	2.15
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304	1.61
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,291	1.60
住友生命保険相互会社	2,000	1.39
明治安田生命保険相互会社	1,932	1.35
みちのく銀行共済会	1,917	1.34
三井住友海上火災保険株式会社	1,701	1.18

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は自己株式（7,898千株）を控除して計算しております。

###### ② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	40,000 <sup>千株</sup>	100%

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

#### 第1回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成22年7月9日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成22年7月10日から平成47年7月9日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	169個	当行普通株式 169,000株	5名

#### 第2回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成23年7月8日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成23年7月9日から平成48年7月8日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	223個	当行普通株式 223,000株	5名

#### 第3回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成24年7月11日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成24年7月12日から平成49年7月11日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	275個	当行普通株式 275,000株	6名

#### 第4回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成25年7月10日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成25年7月11日から平成50年7月10日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	295個	当行普通株式 295,000株	6名

#### 第5回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成26年7月11日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成26年7月12日から平成51年7月11日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	231個	当行普通株式 231,000株	6名

#### 第6回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成27年7月8日  
 B. 新株予約権の行使期間 平成27年7月9日から平成52年7月8日まで  
 C. 権利行使額（1株当たり） 1円  
 D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	242個	当行普通株式 242,000株	6名

**(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等**

## 第6回新株予約権

- A. 新株予約権の割当日 平成27年7月8日
- B. 新株予約権の行使期間 平成27年7月9日から平成52年7月8日まで
- C. 権利行使額（1株当たり） 1円
- D. 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権を交付した者の人数
執行役員	163個	当行普通株式 163,000株	9名

**(3) その他新株予約権等に関する事項**

平成25年12月19日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の当事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

新株予約権付社債の残高	6,999百万円
新株予約権の数	6,999個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32,705,607株
新株予約権の行使時の払込金額（注）	214円
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日～平成31年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格214円、資本組入額107円

（注）新株予約権の行使に際しては、新株予約権が付された社債を出資するものとし、社債の価格は、その払込金額と同額とする。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 村 田 賢 治 指定有限責任社員 窪 寺 信	7 4 百万円	

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人による当事業年度の監査方針、監査体制、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をいたしました。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外である非監査報酬額はありません。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、78百万円であります。

### (2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定することとしております。

また、会計監査人を再任する場合においても監査役会においてその旨を決議することとしております。

当行の監査役会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定して会計監査人の専門性及び独立性を評価し、当行の会計監査人としての適格性を勘案のうえ株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会は会計監査人を解任いたします。

### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

#### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

#### ② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令

#### ③ 処分理由

同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと等

## 7. 当行の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

#### ① 全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

1. 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、全役職員はこれを遵守する。
2. 取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
3. 取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、毎年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、経営管理部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
4. 経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について取締役会へ報告する。
5. 監査部は、コンプライアンス態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。
6. 「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
7. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

#### ② 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
2. 取締役会、経営会議、各委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「経営会議規程」及び各委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
2. 取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、毎年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
3. 経営管理部は、各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともに

その結果について取締役会へ報告する。

4. 監査部は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果について取締役会へ報告する。

#### ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、中長期の経営計画として、原則3カ年の営業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、全役員に周知徹底する。
2. 取締役は、「取締役会規程」に基づき、業務執行状況を取締役会へ報告する。
3. 「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

#### ⑤ 当行グループにおける財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制

1. 当行及び子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
2. 子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
3. 子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
4. 半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
5. 子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

#### ⑥ 当行の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役は職務を補助するための機関として監査役室を設置し、専門の補助スタッフを配置する。
2. 監査役室のスタッフ配置にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置する。

#### ⑦ 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役室のスタッフの人事に関する事項については、監査役との意見交換を実施のうえ決定するものとする。
2. 監査役室のスタッフに対する業務遂行上の指示命令権は、監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

## ⑧ 当行グループの全役職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査役に報告を行う。また、監査役に当行の取締役会、経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査役がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
2. 当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について監査役に報告する。
3. 子会社の役職員は「内部通報制度規程」に基づき、当行に対して法令違反の事実及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、当行の常勤監査役が参加することのできるコンプライアンス委員会に報告される。

## ⑨ 当行グループの役職員が当行の監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 「内部通報制度規程」に、正当な通報をしたことによつていかなる不利益を受けないことを規定するとともに、同制度に限らず、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

## ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用に係る方針に関する事項

1. 当行は、監査役がその職務の執行上必要と認める費用について、監査役会が定める「監査役監査基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査役において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

## ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。
2. 監査部等は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役の効率的な監査実施に寄与するよう努める。

なお、当行は、金融機関として公共の信頼の維持、業務の適切性及び健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

- ・当行は、反社会的勢力との取引の未然防止及び、一切の関係遮断に努めます。
- ・当行は、反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
- ・当行は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事及び刑事の両面から法的対応をする等、断固とした対応を行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 法令等遵守態勢

法令等遵守については経営の最重要事項と位置付け、部店長会議や「役員によるコンプライアンスセミナー」、各種研修等を通じて、全職員へ周知徹底を図っております。

法令等遵守態勢の強化・改善並びに実効性向上のため、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況について四半期毎にコンプライアンス委員会へ報告するとともに、半期毎に経営会議、取締役会に報告しております。

また、管理面では、毎月開催のコンプライアンス委員会において、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンスに関する規程・マニュアル等の改定、反社会的勢力への対応など、組織全般に係る事項について協議するほか、個別事案についても対応の適切性や再発防止策の検討・検証を行うなど、組織的対応を行っております。

### ② 取締役の職務の執行状況

経営の意思決定機能については、月1回の「取締役会」及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について意思決定を行っております。取締役に對しては、経営責任の明確化、経営環境の変化への迅速な対応を図るために、任期を1年以内としております。また、幅広い見地からの牽制を強化するために、東京証券取引所の定める独立性の要件を踏まえた「独立性に関する基準」を制定した上で、取締役8名中2名を独立社外取締役としたほか、業務の健全性及び適切性の観点から、取締役会において実質的な議論を行うなど、善管注意義務・忠実義務を十分果たせるよう取り組んでおります。

取締役会から委任を受けた事項について協議・決議する機関として、常勤取締役で構成される「経営会議」を週2回の定例開催及び必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

利益相反が生ずる可能性がある部門相互について、牽制機能が有効に発揮され、業務及びリスクが全体として適切かつ実効的に機能するよう、本部組織内の執行役員体制を定めております。

また、平成27年8月、従来の「内部統制委員会」を「アドバイザリーボード」に改組いたしました。アドバイザリーボードは、当行の経営課題や内部統制全般にかかる事象等について、外部の視点を含め、幅広い意見交換や提言及び答申を行うことで、当行の中長期的な企業価値の向上及びガバナンス強化を実現することを目的とし、代表取締役2名、独立社外取締役2名、社外監査役1名のほか、外部有識者4名で構成し、毎月1回定例開催しております。地方創生に関する取組みや、銀行の機関設計の検討など経営や内部統制にかかるテーマに基づいて意見交換を行うなど、経営に対する評価の客観性確保に資する組織と位置付けております。

### ③ リスク管理態勢

「リスク管理規程」に基づき、統合的リスク管理基本方針並びにリスクカテゴリー毎の管理基本方針を定め、組織全体に周知しております。また、年度毎に「リスク管理方針」並びにその実践計画である「リスク管理プログラム」を策定し、リスク管理の高度化に向けて継続的に取り組んでおります。

日常管理面では、各リスクの統括管理部署が、四半期もしくは半期毎に各々のモニタリング状況を経営会議、取締役会へ報告を行い、リスク全体の統括管理部署である経営管理部が、「リスク管理プログラム」の進捗状況について、半期毎に経営会議、取締役会へ報告を行っております。

#### ④ グループ管理態勢

連結対象子会社毎に毎月定例会議を開催し、各社の業務実績の報告を受けるとともに経営課題と対応方針について討議しているほか、子会社経営会議を半期毎に開催し、子会社各社の業務実績と経営方針について協議しております。

内部監査は、監査部が本部、営業店の全ての業務及び連結対象子会社の業務を監査の対象として実施しており、監査結果を頭取及び経営会議、取締役会に報告しております。

監査部は、内部監査の客観性・公平性確保のため、被監査部門から如何なる影響、干渉も受けないよう全ての被監査部門から独立し、取締役会に直属することで、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに、適正なスタッフを配置しております。また会計監査人による助言等を受け、その充実に努めております。

#### ⑤ 監査役の職務の執行状況

監査役は社外監査役5名を含む6名体制としております。監査の実効性を確保するため、監査役全員が取締役会へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行状況について適切な監査に努めております。さらに、常勤監査役は経営会議、各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど適切な監査のための権限行使を行っております。加えて、担当役員以上の決裁稟議書を常勤監査役へ回付することとし、執行役員の執行状況を日常的に監視・検証できる体制の整備に努めております。

また、監査役会を設置しており、監査役会では、「監査役会規程」「監査役監査基準」を定め、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。

このほか、監査役制度をより有効に機能させるため、取締役及び取締役会から独立した位置付けで監査役会直轄の専任部署として「監査役室」を設置し、専任スタッフ1名を配置して、監査役監査の独立性が確保される体制を構築しております。

## 8. その他

### 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、公的資金にかかるA種優先株式に関する自己株式の取得について、当行財務状況や株価動向等に応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、定款において、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。かかる自己株式の取得については、財務状況、株価動向等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

# 第44期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	169,498	預金	1,900,962
預金	31,434	当座	36,283
預け金	138,064	普通	879,191
入金	124	貯蓄	52,800
買金	19,987	定期	6,673
有価証券	424,483	その他	904,387
地方債	256,113	預金	21,624
債券	151	預金	33,646
債権	25,063	預金	10,000
株式	15,854	預金	10,000
その他の証券	127,301	預金	3
金形付	1,403,529	預金	2
引当金	2,362	預金	0
手形	54,219	預金	6,999
貸付	1,219,646	預金	4,665
証券	127,300	預金	14
引当金	1,283	預金	298
外債	1,283	預金	1,397
その他	4,630	預金	750
前未先金	232	預金	132
その他	1,659	預金	199
物取	617	預金	237
引当金	228	預金	1,634
派生	1,893	預金	995
の他	16,588	預金	5,253
固定資産	5,457	預金	676
建物	7,304	預金	208
設備	210	預金	453
有形固定資産	3,615	預金	8,048
有形固定資産	2,969	負債の部合計	1,971,912
有形固定資産	2,482	(純資産の部)	
有形固定資産	487	資本	34,168
有形固定資産	7,303	剰余金	29,689
有形固定資産	4,903	準備金	19,168
有形固定資産	8,048	剰余金	10,521
有形固定資産	△11,580	剰余金	16,472
		剰余金	1,105
		剰余金	15,366
		剰余金	15,366
		剰余金	△2,565
		株主資本	77,764
		その他の有価証券	1,633
		土地再評価差額	125
		評価・換算差額等	1,758
		新株予約権	334
		純資産の部合計	79,858
資産の部合計	2,051,771	負債及び純資産の部合計	2,051,771



## 第44期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	34,168	19,168	10,567	29,735
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
利益準備金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△46	△46
土地再評価差額金の取崩額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△46	△46
当期末残高	34,168	19,168	10,521	29,689

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	859	12,259	13,119	△2,653	74,370
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当		△1,234	△1,234		△1,234
利益準備金の積立	246	△246	—		—
当期純利益		4,510	4,510		4,510
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分				95	48
土地再評価差額金の取崩額		77	77		77
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	246	3,106	3,353	87	3,394
当期末残高	1,105	15,366	16,472	△2,565	77,764

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,409	179	4,589	305	79,265
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当					△1,234
利益準備金の積立					—
当期純利益					4,510
自己株式の取得					△7
自己株式の処分					48
土地再評価差額金の 取崩額		△53	△53		23
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△2,776		△2,776	29	△2,747
当期変動額合計	△2,776	△53	△2,830	29	593
当期末残高	1,633	125	1,758	334	79,858

## 第44期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	169,500	預 金	1,896,902
買入金銭債権	2,599	譲渡性預金	31,646
金銭の信託	19,987	借 用 金	12,325
有価証券	421,599	外国為替	3
貸出金	1,389,453	新株予約権付社債	6,999
外国為替	1,283	その他負債	13,186
リース債権及びリース投資資産	13,086	賞与引当金	1,026
その他資産	13,939	退職給付に係る負債	5,327
有形固定資産	17,432	睡眠預金払戻損失引当金	676
建物	5,465	偶発損失引当金	208
土地	7,304	利息返還損失引当金	22
建設仮勘定	210	再評価に係る繰延税金負債	453
その他の有形固定資産	4,451	支払承諾	8,048
無形固定資産	3,360	負債の部合計	1,976,827
ソフトウェア	2,544	(純資産の部)	
のれん	183	資 本 金	34,168
その他の無形固定資産	633	資本剰余金	29,689
退職給付に係る資産	9,776	利益剰余金	18,790
繰延税金資産	4,750	自己株式	△2,565
支払承諾見返	8,048	株主資本合計	80,082
貸倒引当金	△13,670	その他有価証券評価差額金	1,633
		土地再評価差額金	125
		退職給付に係る調整累計額	1,667
		その他の包括利益累計額合計	3,426
		新株予約権	334
		非支配株主持分	475
		純資産の部合計	84,320
資産の部合計	2,061,147	負債及び純資産の部合計	2,061,147

第44期 (平成27年 4月 1日から)  
平成28年 3月 31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収入		50,639
貸出金		28,804
有価証券		21,425
コールローン		7,210
預金の利息		8
その他の利息		156
引当金の受入		2
役務の取引		7,105
その他の業務		4,499
償却の債権		10,229
その他の経常		68
経常費用		10,161
経常収入		43,534
貸出金の調達		1,547
預讓渡金		1,349
コールマネー		44
借入金の利息		0
社債の償還		18
その他の支払		126
役務の取引		8
その他の業務		3,055
の他の業務		7,530
の他の業務		22,481
貸倒引当		8,918
の他の引当		872
特別利益		8,046
特別損失		7,104
リ段階別		288
取得に		162
解決に係る		125
約する		60
損失		92
固定資産処分		153
減損		60
当期中		92
純利益		7,240
税法人等		489
法人等		1,781
法人等		2,270
当期純利益		4,969
支配株主に		37
非親会社株主に		37
当期純利益		4,932

## 第44期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	34,168	29,735	15,015	△2,653	76,266
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			△1,234		△1,234
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,932		4,932
自己株式の取得				△7	△7
自己株式の処分		△46		95	48
土地再評価差額金の 取崩額			77		77
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△46	3,775	87	3,816
当期末残高	34,168	29,689	18,790	△2,565	80,082

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,409	179	2,858	7,447	305	8	84,027
当期変動額							
新株の発行							—
剰余金の配当							△1,234
親会社株主に帰属する当期純利益							4,932
自己株式の取得							△7
自己株式の処分							48
土地再評価差額金の取崩額		△53		△53			23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,776		△1,190	△3,966	29	467	△3,469
当期変動額合計	△2,776	△53	△1,190	△4,020	29	467	293
当期末残高	1,633	125	1,667	3,426	334	475	84,320

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村田 賢治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 みちのく銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村田 賢治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みちのく銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 みちのく銀行監査役会

常勤監査役（社外監査役）	佐藤 郁	Ⓞ
常勤監査役	小田中 和彦	Ⓞ
監査役（社外監査役）	神 佳弘	Ⓞ
監査役（社外監査役）	東 康夫	Ⓞ
監査役（社外監査役）	鳥谷部 眞実	Ⓞ
監査役（社外監査役）	馬 谷 成 人	Ⓞ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

A種優先株式1株につき金3.085円とし、普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は409,402,588円となります。

(A種優先株式：123,400,000円、普通株式286,002,588円)

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、A種優先株式1株につき金6.17円、普通株式1株につき金4円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月24日（金）といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、社外取締役ならびに監査等委員である取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（社外取締役の責任免除）の一部を変更し、変更案第33条（取締役の責任免除）とするものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容等を明確にすること、その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機 関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 (機 関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 監査役会 (削除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式 第12条の2 (A種優先配当金) 当銀行は、第43条第1項に定める剰余金の配当をするときは、(以下省略) 2. ～3. (条文省略)	第2章の2 優先株式 第12条の2 (A種優先配当金) 当銀行は、第41条第1項に定める剰余金の配当をするときは、(以下現行どおり) 2. ～3. (現行どおり)
第12条の3 (A種優先中間配当金) 当銀行は、第44条に定める中間配当をするときは、(以下省略)	第12条の3 (A種優先中間配当金) 当銀行は、第42条に定める中間配当をするときは、(以下現行どおり)
第12条の4～第12条の9 (条文省略)	第12条の4～第12条の9 (現行どおり)
第12条の10 (除斥期間) 第45条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。	第12条の10 (除斥期間) 第43条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第21条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第22条 (員 数) 当銀行の取締役は、<u>12名以内とする。</u>  (新設)</p> <p>第23条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。  2. ～3. (条文省略)  (新設)</p> <p>第24条 (任 期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  (新設)  (新設)</p> <p>第25条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取、<u>専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第22条 (員 数) 当銀行の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>は、8名以内とする。 <u>2. 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>第23条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2. ～3. (現行どおり) <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第24条 (任 期) 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第25条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役頭取各1名、取締役副頭取若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役頭取</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役頭取</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新設)</p> <p>第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条（取締役会の決議方法） (条文省略) (新設)</p> <p>2. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第29条（条文省略）</p>	<p>第26条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会</u>において定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>前二項の定めにかかわらず、監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員</u>は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第28条（取締役会の決議方法） (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第29条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第30条（取締役会の議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第31条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条 (取締役の報酬等)  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (社外取締役の責任免除)  当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会  第32条 (員 数)  <u>当銀行の監査役は、6名以内とする。</u></p> <p>第33条 (選任方法)  監査役は、株主総会において選任する。  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第34条 (任 期)  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第32条 (取締役の報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第33条 (取締役の責任免除)  当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役 (監査等委員である取締役以外の取締役にあつては社外取締役であるものに限る。)</u> との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条（常勤の監査役）  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第36条（監査役会の招集通知）  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>第37条（監査役会の決議方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第38条（監査役会規程）  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第39条（監査役の報酬等）  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第40条（社外監査役の責任免除）  <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>(新設)  (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会  第34条（常勤の監査等委員）  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第35条（監査等委員会の招集通知）</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u>  <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第36条（監査等委員会の決議方法）</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>  <u>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>
(新設)	<p><u>第37条（監査等委員会の議事録）</u>  <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>
(新設)	<p><u>第38条（監査等委員会規程）</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計 算  第41条～第44条（条文省略）</p>	<p>第6章 計 算  第39条～第42条（現行どおり）</p>
<p>第45条（配当金の除斥期間）  （条文省略）  （新設）</p>	<p><u>第43条（配当金の除斥期間等）</u>  （現行どおり）  <u>2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当行における地位および担当
1	すぎもと やす お 杉 本 康 雄	再任	代表取締役会長
2	たか だ くに ひろ 高 田 邦 洋	再任	代表取締役頭取兼執行役員 (秘書室、監査部)
3	か とう まさ ひろ 加 藤 政 弘	再任	取締役兼専務執行役員 (審査部、与信企画部、融資部、ローン業務部)
<b>社外取締役候補者</b>			
4	くま がい せい いち 熊 谷 清 一	独立役員 再任	社外取締役
5	かま だ ゆ み こ 鎌 田 由 美 子	独立役員 再任	社外取締役

候補者番号

1

すぎもと やす お  
杉 本 康 雄

(昭和22年2月27日生)

再 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 59,632株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和44年6月	(株)弘前相互銀行入行	平成15年6月	当行取締役古川支店長兼ユニバース沖館店出張所長
平成元年12月	(株)みちのく銀行根城支店長	平成16年6月	みちのくユーシーカード(株)代表取締役社長
平成3年4月	当行国道支店長	平成17年4月	みちのくカード(株)代表取締役社長
平成6年4月	当行業務推進部長	平成17年6月	当行顧問
平成8年6月	当行取締役業務推進部長	平成17年6月	当行代表取締役頭取
平成9年10月	当行取締役企画調整部長	平成18年3月	当行代表取締役頭取兼執行役員
平成12年6月	当行常務取締役人事部長	平成25年6月	当行代表取締役会長(現任)
平成13年1月	当行常務取締役		
平成14年8月	当行取締役		

■取締役候補者とした理由

杉本 康雄氏は、平成17年6月から代表取締役頭取を務め、平成25年6月には代表取締役会長に就任し、経営・業務の改革を実践するなど当行のコーポレートガバナンス向上に大きく貢献しております。これまでの豊富な経験および実績から、当行の経営に精通しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

2

たか だ くに ひろ  
高 田 邦 洋

(昭和32年5月18日生)

再 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 19,399株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和56年4月	(株)みちのく銀行入行	平成20年3月	当行取締役兼常務執行役員
平成11年4月	当行小柳支店長	平成24年6月	当行代表取締役副頭取兼執行役員
平成14年6月	当行堅田支店長	平成25年6月	当行代表取締役頭取兼執行役員(現任)
平成17年12月	当行経営企画部長		
平成18年3月	当行執行役員経営企画部長		
平成18年6月	当行取締役兼執行役員経営企画部長		
平成19年4月	当行取締役兼執行役員		

【当行における担当】

秘書室、監査部

■取締役候補者とした理由

高田 邦洋氏は、本部および営業店の経験も豊富であり、取締役就任後は経営企画、監査、システム関連を中心とした担当役員を歴任するなど当行の業務全般に精通しております。平成25年6月からは代表取締役頭取を務め、当行のコーポレートガバナンス向上に向けて職務・職責を適切に果たしております。これまでの経験および実績から、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識を備えていること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者となりました。

候補者番号

3

かとうまさひろ  
加藤政弘

(昭和28年11月22日生)

再任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 6,299株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年3月	(株)弘前相互銀行入行	平成18年3月	当行執行役員八戸支店長
平成9年4月	(株)みちのく銀行八戸支店副支店長	平成21年4月	当行常務執行役員
平成10年6月	当行ききょう支店長	平成24年6月	当行取締役兼常務執行役員
平成13年4月	当行国道支店長	平成25年6月	当行取締役兼専務執行役員(現任)
平成15年6月	当行八戸駅前支店長		<b>【当行における担当】</b>
平成17年7月	当行営業統括部長		審査部、与信企画部、融資部、ローン業務部

■取締役候補者とした理由

加藤 政弘氏は、本部および営業店の経験も豊富であり、取締役就任後は営業推進、審査関連を中心とした担当役員を歴任するなど、当行の業務全般に精通しております。また、永年に亘り、当行全体の営業推進の担当役員も務めていたことなどから、銀行の業績向上および経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有していること、かつ社会的信用も十分であることから取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

くまがいでいせいいち  
熊谷清一

(昭和23年4月9日生)

再任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 一株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成元年4月	東京弁護士会弁護士登録	平成19年7月	弁護士法人あおば総合法律事務所代表社員(現任)
平成元年4月	辰巳法律事務所入所	平成20年7月	(株)デーリー東北新聞社社外監査役(現任)
平成4年4月	熊谷法律事務所弁護士	平成23年6月	当行社外取締役(現任)
平成10年4月	たいよう総合法律事務所弁護士		<b>【重要な兼職の状況】</b>
平成14年11月	あおば総合法律会計事務所弁護士		弁護士法人あおば総合法律事務所代表社員
平成18年4月	トヨタカローラ八戸(株)社外監査役(現任)		トヨタカローラ八戸(株)社外監査役
			(株)デーリー東北新聞社社外監査役

■社外取締役候補者とした理由

熊谷 清一氏は、弁護士としての豊富な法律知識と経験を有し、これまででも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。社外取締役として、適法性や組織運営等を中心に、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述に記載した理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

5

かま だ ゆ み こ  
鎌 田 由 美 子

(昭和41年2月23日生)

再 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 一株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成元年4月	東日本旅客鉄道(株)入社	平成27年2月	カルビー(株)上級執行役員(現任)
平成17年6月	(株)JR東日本ステーションリテイリング代表取締役社長	平成27年2月	(株)ルミネ非常勤取締役(社外取締役)(現任)
平成20年11月	東日本旅客鉄道(株)事業創造本部部長(地域活性化・子育て支援事業)	平成27年3月	(株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役(現任)
平成25年5月	同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長	平成27年6月	当行社外取締役(現任)
平成27年1月	同社退社		

【重要な兼職の状況】

カルビー(株)上級執行役員  
(株)ルミネ非常勤取締役(社外取締役)  
(株)ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役

■社外取締役候補者とした理由

鎌田 由美子氏は、他業種企業の新規事業開発、顧客サービス分野等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいたしております。社外取締役として、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化、およびお客さまへのサービス向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって熊谷 清一氏は5年、鎌田 由美子氏は1年となります。
4. 取締役候補者との責任限定契約について  
当行は、社外取締役候補者 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏の再任が承認された時には、本契約は継続となります。
5. 社外取締役候補者 熊谷 清一、鎌田 由美子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定です。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当行における地位および担当
1	お だ なか かず ひこ 小 田 中 和 彦 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span>	常勤監査役
<b>社外取締役候補者</b>		
2	さ とう いく お 佐 藤 郁 夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span>	常勤監査役（社外監査役）
3	うま たに しげ と 馬 谷 成 人 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span>	監査役（社外監査役）
4	にし や とし ひろ 西 谷 俊 広 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新 任</span>	

候補者番号

1

お だ なか かず ひこ  
小 田 中 和 彦

(昭和34年2月25日生)

新 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 54,399株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和56年4月	(株)みちのく銀行入行	平成27年6月	当行常勤監査役(現任)
平成17年6月	当行国際部長		
平成19年7月	当行市場国際管理部長		
平成21年4月	当行東京支店長兼経営企画部東京事務所長		
平成24年4月	当行秘書室長		
平成25年4月	当行執行役員青森支店長		
平成27年4月	当行顧問		

■監査等委員候補者とした理由

小田中 和彦氏は、これまでに国際業務を中心とした本部、および当行の主要店の支店長を務めるなど金融実務経験が豊富で、当行の業務に精通しております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、監査等委員候補者としてしました。

候補者番号

2

さ とう いく お  
佐 藤 郁 夫

(昭和27年8月9日生)

新 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 22,000株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和50年4月	日本銀行入行	平成11年4月	整理回収機構(整理部次長)へ出向
昭和63年7月	同行大阪支店調査役	平成15年1月	日本銀行業務局代理店課長
平成2年2月	同行管財局調査役	平成18年5月	同行業務局企画役
平成2年5月	同行文書局調査役	平成18年6月	当行常勤監査役(現任)
平成5年11月	同行長野事務所長		
平成8年5月	同行考査局考査役		
平成10年8月	整理回収銀行(大阪本部企画部長)へ出向		

■監査等委員(社外)候補者とした理由

佐藤 郁夫氏は、日本銀行などにおける豊富な金融実務経験と知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員(社外)候補者としてしました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述に記載した理由により、監査等委員(社外)としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

うま たに しげ と  
馬 谷 成 人

(昭和25年1月15日生)

新 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 一株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

昭和47年4月	(株)富士銀行入行	平成25年6月	(株)フレハ社外取締役(現任)
平成13年6月	同行執行役員本店審査役	平成25年6月	同行監査役(現任)
平成14年4月	みずほ証券(株)常務執行役員		
平成15年6月	日本酸素(株)(現大陽日酸(株)) 常勤監査役		
平成16年10月	大陽日酸(株)業務本部海外事業統括部長		
平成17年6月	同社執行役員		
平成19年6月	同社常務執行役員		
平成21年6月	同社常勤監査役		

【重要な兼職の状況】  
(株)フレハ社外取締役

■監査等委員(社外) 候補者とした理由

馬谷 成人氏は、都市銀行、大手証券会社などにおける豊富な金融実務経験を有するとともに、海外経験も豊富であることから、グローバルな知見も有し、これまででも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員(社外) 候補者となりました。

候補者番号

4

にし や とし ひろ  
西 谷 俊 広

(昭和43年10月18日生)

新 任

■所有する当行の株式の種類および数 普通株式 一株

■略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

平成9年10月	監査法人トーマツ入所	平成18年3月	(有)西谷コンピュータ会計事務所取締役
平成11年6月	国際協力銀行入行	平成24年7月	同社代表取締役(現任)
平成13年11月	西谷俊広公認会計事務所開業		
平成13年11月	(有)西谷コンピュータ会計事務所入社		
平成14年4月	西谷俊広税理士事務所開業		

【重要な兼職の状況】  
(有)西谷コンピュータ会計事務所代表取締役

■監査等委員(社外) 候補者とした理由

西谷 俊広氏は、公認会計士として会計事務所を経営し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有しているのは勿論のこと、経営支援等の会社経営に関する豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。このような実績を踏まえ、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、監査等委員(社外) 候補者となりました。

- (注) 1. 監査等委員候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小田中 和彦、佐藤 郁夫、馬谷 成人、西谷 俊広の4氏は新任の監査等委員候補者であります。
3. 佐藤 郁夫、馬谷 成人、西谷 俊広の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 佐藤 郁夫、馬谷 成人の両氏は現在当行の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって佐藤 郁夫氏は10年、馬谷 成人氏は3年となります。
5. 監査等委員候補者との責任限定契約について  
当行は、現在社外監査役に就任している監査等委員候補者 佐藤 郁夫、馬谷 成人の両氏との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しています。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 小田中 和彦、佐藤 郁夫、馬谷 成人、西谷 俊広の4氏の選任が承認された時には、同契約と同内容の責任限定契約を新規に締結する予定です。
6. 監査等委員候補者 佐藤 郁夫、馬谷 成人の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としての要件を満たしております。両氏の選任が承認された場合には、新規に両氏を独立役員として指定し、同取引所に独立役員として届出する予定です。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件

当行の取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会において年額165百万円とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額145百万円（うち社外取締役分は年額20百万円）と定めることとさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬限度額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60百万円と定めることとさせていただきます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

## 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。なお、下記2.（2）のとおり、社外取締役である取締役は、監査等委員である取締役でなくとも、本制度の対象者から除かれます。

本議案は、取締役等の報酬と当行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当行としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、ご承認をお願いしております。第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額決定の件」とは別枠で、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、当行は、平成22年6月24日開催の第38期定時株主総会において、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会においてご承認をいただきました当行取締役の報酬額とは別枠として、当行取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額60百万円を上限とする旨および当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、上記決議にかかる取締役の報酬枠を廃止するとともに、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該取締役等において権利放棄することといたします。

また、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

## 2. 本制度における報酬等の額および参考情報

## (1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等にに応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員

(3) 当行が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当行は、平成28年3月末日で終了した事業年度から平成32年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当初対象期間に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として448百万円、執行役員分として581百万円、合計1,029百万円を上限として本信託に拠出いたします。なお、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄の上、本制度に基づく応分のポイントを付与することにより、本制度に移行することといたしますことから、当初対象期間にかかる上記信託拠出額は、その点を勘案して算出しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分として250百万円、執行役員分として350百万円、合計600百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当行株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案で承認を得た上限の範囲内とします。

(4) 当行株式の取得方法および取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当行の自己株式処分を引受ける方法によりこれを実施します。

ご参考として、平成28年5月11日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額1,029百万円を原資に取得する株式数は、最大で5,813,000株となります。

なお、本信託の設定は、平成28年9月を予定しております。

(5) 取締役等に給付される当行株式等の具体的な内容

当行は、各事業年度に関し、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを各取締役等に付与します。なお、当初対象期間に関しては、取締役等において放棄することになる付与済みのストックオプションの個数についても勘案致します。かかるポイントの付与は、平成28年3月で終了した事業年度を対象とする分より開始することを予定しております。

取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調

整を行う。)

下記(6)の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時まで当該取締役等に付与されたポイントを合計した数に1を超えない退任事由別の係数を乗じた数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

なお、上記(3)のとおり、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に移行することといたしますことから、本信託設定後、遅滞なく、かかる移行に伴うポイントの付与を行うことを予定しております。

#### (6) 取締役等に対する当行株式等の給付時期

当行の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(5)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイント数に対応する当行株式のうち役員株式給付規程に従い各人毎に算出される一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

以 上

MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

# 株主総会会場ご案内略図

会 場 青森市勝田一丁目3番1号  
 株式会社みちのく銀行本店8階大会議室  
 電 話 (017) 774-1111 (代表)

